

人口・社会統計部会の審議状況について  
(国民生活基礎調査 第2回審議) (報告)

項目	課題に対する厚生労働省の対応状況	審議の状況
<p>前回答申における課題への対応状況 ○本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について</p>	<p>有識者で構成する「国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた研究会」における検証・検討結果等を踏まえ、以下のとおり対応</p>	
<p>(1) 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証</p>	<p>ア 本調査と国勢調査の調査対象世帯の属性等を比較・検証した結果、都市部の単独・若年世帯の捕捉率が低いという、従来から推計数ベースで把握していたことと同様の結果を確認</p>	<p>◆第3回部会以降、引き続き審議 第1回部会で整理・報告が求められた以下の事項に係る調査実施者からの追加説明を踏まえて審議</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 世帯主の年齢階級別の世帯の構成割合</li> <li>② 全国消費実態調査との所得分布等の比較結果</li> <li>③ 過去に行った推計方法の検証結果と採用に至らなかった具体的理由</li> <li>④ 母子世帯の推計値が国勢調査結果と乖離する理由</li> <li>⑤ 世帯構造別の層と拡大乗数の考え方及び世帯類型別に層化した拡大乗数の設定の余地</li> <li>⑥ 国勢調査結果との有業率の乖離の状況</li> </ol> <p>【委員等からの主な指摘・意見等】</p>
<p>(2) 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討</p>	<p>イ 無回答世帯の補正のため、これまでに検証した幾つかの推計方法により、調査年次を変えて改めて試算したが、有効と考えられる方法は見当たらず、推計人口を用いた比推定により世帯数と世帯人員を推計する現行の推計方法が適当と判断</p>	<p>○ 国勢調査結果との乖離を縮小するという観点からは、調査実施者の試算結果を見る限り、国勢調査結果に基づき、層別にきめ細かな拡大乗数を用いた推計方法を採用することが効果的と考える。</p> <p>○ 現行の推計方法に比べ、他の推計方法による試算結果がさほど改善されていない、あるいはさほど違いがないとの理由で現行の推計方法が適当とするロジックは理解し難い。結果がさほど変わらないのであれば、国勢調査結果を用いた推計方法の方が、利用者にも受け入れられやすいのではないかと考える。現行の推計方法により非標本誤差を小さくできるとの根拠は乏しく、試算結果を見ても積極的に支持する根拠は薄いと考えられる。</p> <p>○ 問題点を再確認できたのは良いが、あまりにも検討に時間がかかり過ぎており、スピード感がない。これまで検討した努力と蓄積が無駄にならないよう、検討のポイントを絞り込み、検討を加速すべき時期であり、次回部会までに、今後の改善に向けた明確なスケジュールを提示すべき。</p> <p>○ 国勢調査結果に基づく拡大乗数を用いて推計した高齢者世帯の世帯数と世帯人員について、世帯数は国勢調査結果とほぼ一致するのに対し、世帯人員では乖離が生じる理由を改めて説明してほしい。</p> <p>○ 高齢化の進展に伴い、施設に入所する高齢者も増加している中、調査対象外の施設入所者の状況を説明してほしい(施設入所者のいる世帯の割合及び施設入所者数の推移)。</p>

項目	課題に対する厚生労働省の対応状況	審議の状況
(3) 回収率の向上に向けた調査方法の検討	ウ 面接ができない世帯に対し、2020年に実施する簡易調査から、従来の調査員による調査票の回収を基本としつつ、調査票提出期限までに調査員が面接して調査票を配布できない世帯を対象として郵送回収を導入	<p>◆第3回部会以降、引き続き審議</p> <p>【委員等からの主な指摘】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 単身世帯の増加等もあり、連絡が取れず、調査員の負担も大きくなっている。調査員が混乱しないよう、郵送回収の導入時期や実施方法等に関する調査実施者としての方針を、早期に示すべき。</li> <li>○ 郵送回収の導入のみでは、若年層の回収率に大きな改善効果は期待できないため、早期にオンライン調査も導入すべき。</li> <li>○ 郵送回収の導入効果を確認できるよう、試験調査で郵送回収された世帯の属性について説明してほしい。</li> <li>○ 世帯への訪問回数等について、調査員の創意工夫に委ねている現状にあるとしても、調査員に負担が生じているのであれば、調査実施者として明確な実施方針を積極的に示すことが重要。</li> </ul>

※ 第1回（第88回人口・社会統計部会）は平成30年10月12日（金）に、第2回（第91回人口・社会統計部会）は平成30年11月8日（木）に、第3回（第93回人口・社会統計部会）は11月19日（月）に開催。第4回（第95回人口・社会統計部会）は12月6日（木）に開催予定

## これまでの部会審議を踏まえた今後の取組について

国民生活基礎調査においては、国民のプライバシー意識の高まり、オートロックマンションの増加や都市部を中心とした若年単身層の捕捉が十分でないことなど、回収率の低下から生じる非標本誤差の拡大が問題となっている。

また、現行の推計方法は、世帯属性を考慮していないため、国勢調査結果との世帯数の乖離が指摘されている。

こうした、課題に対応し、「非標本誤差の縮小」を図るため、調査方法及び推計方法について、別紙1「調査方法・推計方法の見直しに係るスケジュール（案）」に基づき、以下1～3のとおり取り組むこととする。

また、全国消費実態調査の部会審議を踏まえ、以下4のとおり対応する。

### 1 郵送回収の導入

2019年大規模調査から「面接不能世帯を対象とした郵送回収」について、一定の地方公共団体を対象に前倒し導入する（別紙2参照）。また、円滑な調査の実施に向け、地方公共団体への周知、連携を図るとともに、郵送回収の実施状況の検証や地方公共団体の意見を踏まえ、必要な見直しを行う。

### 2 推計方法の見直し

本調査と国勢調査の結果の乖離是正を図るため、推計方法の改善に向けた検討を加速し、まず、これまでの検討で問題点が明確になった国勢調査の間の4年間の推計方法や所得の推計方法等の改善方策について、2020年末までに結論を得る。

### 3 オンライン調査の導入

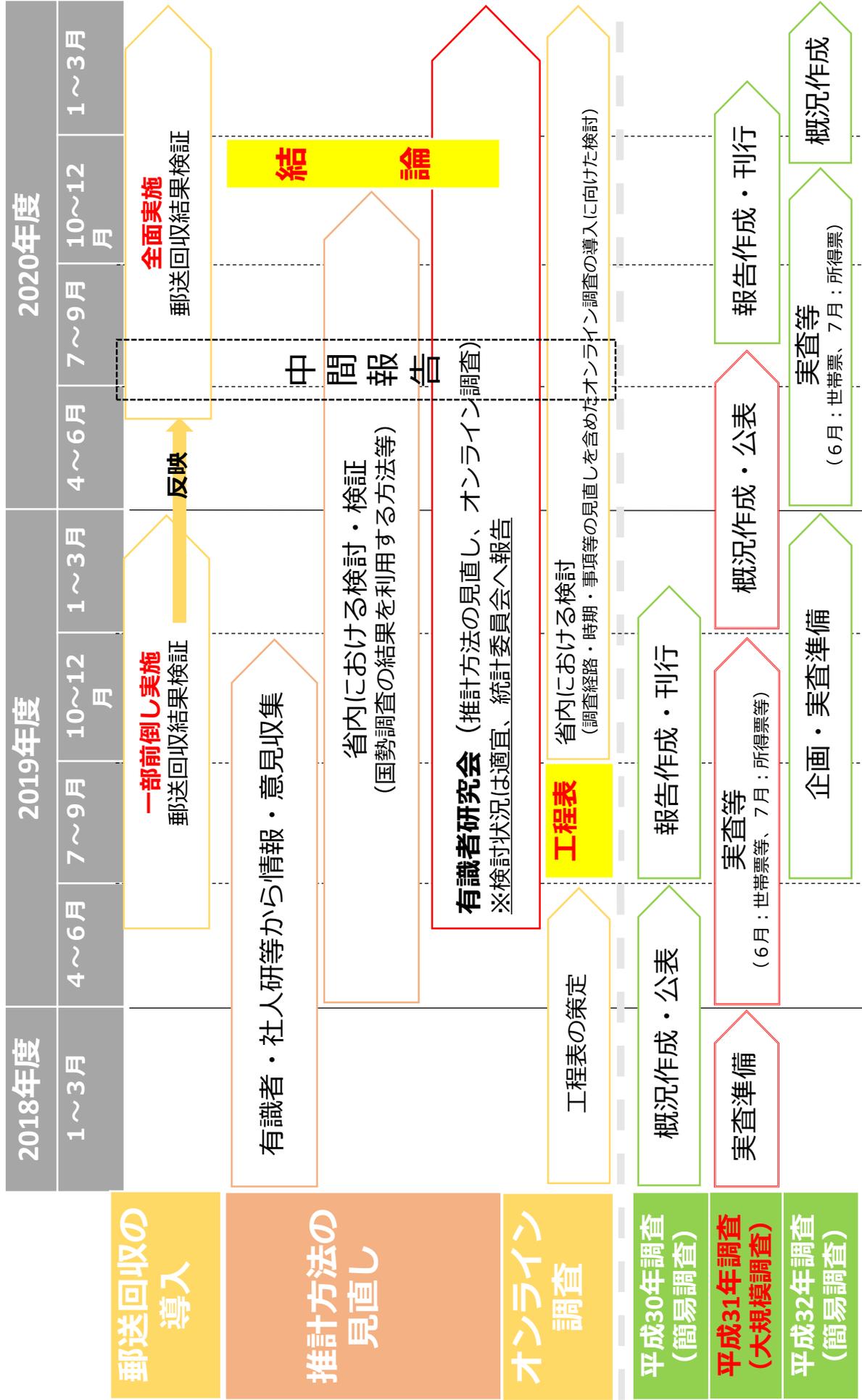
1の郵送回収の導入に加え、更なる回収率の向上を図るため、調査の経路、時期、調査票の再編等を含めたオンライン調査（スマートフォン対応を含む）の導入に向けた工程表を2019年の年央までに策定する。

### 4 調査事項の変更

所得票について、2019年の大規模調査から全国消費実態調査と同様に、OECDの所得定義の改定に準拠した調査事項に変更する。



# 調査方法・推計方法の見直しに係るスケジュール(案)





## 郵送回収の前倒し導入について

郵送回収の前倒し導入については、その円滑な実施を図る必要があることから、各都道府県の意向を踏まえつつ、回収率の低い自治体を中心に調整を行った結果、約4割の自治体において実施することとしたい。

### 実施自治体

(都道府県)	(指定都市)
1 北海道	15 札幌市
2 宮城県	16 仙台市
3 栃木県	17 さいたま市
4 埼玉県	18 千葉市
5 千葉県	19 名古屋市
6 山梨県	20 京都市
7 愛知県	21 大阪市
8 三重県	22 堺市
9 京都府	23 神戸市
10 大阪府	24 北九州市
11 兵庫県	25 福岡市
12 奈良県	
13 和歌山県	
14 福岡県	

### 実施割合

$$\text{都道府県: } \frac{14}{47} = 30\%$$

$$\text{指定都市: } \frac{11}{20} = 55\%$$

---

$$\text{合計: } \frac{25}{67} = 37\%$$